

おもしろ理科先生講師旅費について

1 旅費の算出・支払い

支給額については、依頼する団体の旅費規程によるものとする。

ただし、旅費を規定していない団体については、以下を参考に旅費基準額とする。

【旅費の計算方法】

○公共交通機関以外を利用する旅行においては、1kmにつき28円とする。

ただし、自家用車の交通用具を使用する路程に限り車賃を支給する。車賃は自宅から最短経路により目的地（依頼先）までの全路程を通算して計算し、1km未満の端数が生じた場合は切り捨てる。

(例) 講師自宅 から 目的地（依頼先）が片道20.6km（距離）の場合

$$20.6 \text{ (km)} \times 2 \text{ (往復)} = 41.2 \text{ (km)}$$

$$28 \text{ (円)} \times 41 \text{ (km)} = 1,148 \text{ (円)}$$

2 積算基準となる距離の計測方法

パソコン等のアプリケーション（グーグルマップ、ヤフーマップ等）を活用して距離を測る。

3 高速道路を利用する場合は、別途支給とする。

令和3年4月1日

茨城県教育庁総務企画部生涯学習課